

公共事業再評価調書（3回目再評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：都市計画道路3・2・10号豊見城中央線(3工区)街路事業		前再評価年度：令和元年度		
	事業種別：街路事業	事業主体：沖縄県		(H17～R3)	
	事業箇所：豊見城市	根拠法令：都市計画法		事業期間：H17～R9	
	総事業費(百万円) 4,441 4,638	費用内訳：補助 9/10		事業量：L=540m W=30m	
1-2 前再評価以降の計画変更	当該路線は、豊見城市中心部と那覇市を連結し、豊見城市の骨格を形成する幹線街路として重要な路線である。しかし、現道は幅員が狭く、また、豊見城市を含め南部圏域から那覇都心部への流入路線となっており、交通が集中し交通渋滞が慢性化している状況である。 そのため、道路拡幅改良し交通渋滞の緩和と安全で快適な歩行者空間の形成を図るものである。				
2 再評価該当項目	☒ ① 再評価後一定期間（5年）を経過 ☐ ② 事業の中止 ☐ ③ その他（ ）				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	☐ ① 用地取得の困難 ☐ ② 調査・設計の困難 ☐ ③ 事業の拡大 ☒ ④ 予算の確保 ☐ ⑤ 手続き・法令の問題 ☐ ⑥ 他事業との関係 ☐ ⑦ 整備効果の問題 ☐ ⑧ 当初計画が長期間 ☒ ⑨ その他（地元との合意形成） ・一括交付金が減額傾向にある。 ・中央分離帯設置に関する地元との合意形成に時間を要しているため。				
4 事業の進捗状況 (R6.3末時点)	項目	事業費(百万円)	換算整備延長(m)	用地取得(千㎡)	
	計画	4,638	540.0	10.1	
	実施済	4,058	469.8	10.1	
	率	87 %	87 %	100 %	
4-2 前再評価以降の主な進捗	占用物(送水管)移設工事が完了し、街路整備工事を推進した。				
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 R6) (単位: 百万円)	① 走行時間短縮 28,779 ② 走行経費低減 4,224 ③ 交通事故減少 350 総便益 33,353 基準年換算(B) 13,147		① 事業費 4,364 ② 維持管理費 50 総費用 4,414 基準年換算(C) 7,318 費用便益比 (B/C) = 13147 / 7318 = 1.8		
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：・豊見城市の人口・世帯数は年々増加しており、令和元年度に対して人口は約2%増加、世帯数は約10%増加している。 ② 地元・自治体：・令和5年3月に豊見城市街路事業の饒波川線(4工区)が新規事業化された。 ③ 利害関係者：・中央分離帯設置について地元へ説明会を実施				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線は事業中の他工区を含め交通渋滞が慢性化しており、地域の経済活動の支障となっている。そのため、当該路線の整備を早急に進めることにより、那覇空港自動車道や他の幹線道路への円滑な移動確保による渋滞緩和を図る必要がある。 また、当該路線の沿線付近においては、商業施設や小学校、高等学校があるが、現道の歩道幅員が狭小な状況で危険であるため、快適な歩行空間の形成を図る必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： 当該事業区間において、用地取得が完了し事業の進捗率が87%となっていることから、現計画の推進を図ることが効率的である。また、渋滞緩和等の事業効果発現のため、4工区及び高安工区と一体的な整備が必要である。 ③ 事業効果の発現状況： 順次、歩道及び車道の整備を行っており、拡幅が完了した箇所に関しては、渋滞緩和及び安全な歩行空間が確保されている。				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等：現計画どおり事業を進め、令和9年度の完成を目指す。 ② 対住民関係：中央分離帯設置について理解を得られるよう地元に対し説明を行っていく。 ③ 執行体制等：現体制で取り組む。				
9 対応方針	☒ ① 事業継続(現計画) ☐ ② 事業継続(見直し) ☐ ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	・観光立県を目指す中で、部局を越えて美観やランドスケープを考える意識を持つべきではないか。				

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画